

住宅用火災警報器の普及促進活動について

北九州市消防局（福岡） 山 崎 宏
隈元 憲太郎

1 はじめに

平成16年の消防法の改正により、全ての住宅を対象に住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置が義務付けられたことは、住宅火災からの焼死者を防ぐための非常に有効な施策として、その設置率を高めることが急務となっています。

本市では既存住宅を含む全ての住宅について、平成21年6月までに設置することとなっています。

しかしながら、本市の平成20年5月時点での住警器の普及状況は30数パーセントでした。

義務設置まであと1年という状況でこの設置率を大幅に上げるために、本市Y消防署で各種の住警器普及促進活動を行った結果、地域住民による共同購入で1万8,534個（平成21年3月31日現在）の設置が行われました。

また、消防団員等による共同購入を含めると2万1,516個の設置が行われたことなど多くの結果を得ることが出来ました。

ここで当署が取り組んだ住警器普及促進活動の内容及び結果について、紹介します。

2 市民防災会による住警器の共同購入

当署管轄区内の人口は約26万人、世帯数は約10万8千世帯で、そのうち市民防災会（自治会）加入世帯数は約7万世帯です。この市民防災会（自治会）に対して、設置義務化の広報及びアンケート調査を実施し、調査結果に基づいた共同購入の呼びかけを行い、住警器の普及促進を図りました。

- (1) 実施期間 平成20年6月1日 ～ 平成21年3月31日
- (2) 対象規模 小学校校区を基本とした市民防災会 33市民防災会
- (3) 活動実施者 3部制各警防小隊（指揮隊、救急隊を除く）計21小隊
- (4) 活動担当割

「地区安全担当制度」によって各警防小隊が担当する各市民防災会

*「地区安全担当制度」とは、当局が平成10年から取り組んでいる施策で、各署所各部の小隊単位ごとに、原則として管内の小学区若しくは自治会単位を担当区として受け持ち、地域の実情に応じた、各種施策を展開するものです。

(例) Y署第一係第一小隊・・・Y山校区市民防災会
K分署第二係第二小隊・・・H城及びA松校区市民防災会

(5) 活動手順・・・①から④の手順で実施

① 各小隊が担当区の各自治会長に対して、町会組単位で全世帯を対象としたアンケート調査依頼を行う。(資料1, 2)

あわせて、住警器義務化の周知を図るため、パンフレットを配布する。(資料3)

・ 通常、市民を対象とした防災訓練、防災講話等については、各市民防災会単位で実施するが、住警器の共同購入については、対象範囲が広すぎることから各市民防災会を構成する自治会(区内93自治会)に対し働きかけることとした。

② アンケートの回収を行う。(配布後約2、3週間を目途に回収。)

回収の際に共同購入の意向について確認し、意向がない場合は、集計表(資料4)に意向なしと記入する。

③ アンケート協力に対するお礼文とアンケート結果の説明と合わせて設置促進のちらしを配布し、共同購入実施を依頼する。(資料5, 6, 7)

④ 共同購入実施予定の有無を確認し、集計表に記入するとともに、実施した場合は実施日と合わせて購入世帯数調査を行い集計表に記入する。

・ 上記①から④の段階において、自治会長等から住警器を取り扱っている業者や販売価格についての問い合わせがあれば、事前に取り寄せていた当署管轄区内約20業者の資料を提示し、説明を行う。

・ 進捗状況及び結果については、適宜、集計表に記入する。

(6) 活動のポイント

① 活動原則の周知

一連の活動の事前準備として、各活動実施者に対して、「あくまでも協力してもらおう立場であるため、各自治区会の都合、状況等を考慮して決して無理強いはしない」ことや「原則、各自治会単位での呼びかけを行うが、各自治会単位で協力が難しい場合には、各町会単位で町会長に個別にアンケート協力依頼を行ってよいか打診し、了解を得られれば実施する」こと

等の活動原則を設けて、これを周知することによって活動内容に大きな差が生じないようにしました。

② 地元業者に対する協力呼びかけ

当署管轄区内の住警器を販売している業者に対して、今回の取り組みの趣旨を説明し、販売価格（共同購入した場合の値引き率含む）、取付工賃等の記載したA4パンフレットの任意提出を依頼し、協力を仰ぎました。（資料8）

③ アンケートの配布形式

各自治会については、アンケート用紙だけを単純に配布、回収するのではなく、住警器の設置義務化に関するパンフレットとアンケート用紙を合わせて綴じ、町会（組）ごとに回覧してもらった後、回収を行いました。

④ 進捗状況および結果報告

今回の活動実施者が5署所、計21小隊に及ぶため各署所配置パソコンの共通フォルダ上に調査表を作成し、一連の活動の進捗状況及び結果を、適宜調査表に記入したことで、取り組みにあたる職員の意識を喚起しながら、効率的な活動が展開できました。

(7) 防火意識の向上と悪質な訪問業者に対する注意喚起

一連の活動を通して、自治区会会長等と何度も顔を合わせ、住警器についての説明等を重ねることにより、防火意識を高める効果と悪質な業者による不適切な販売等に対する注意喚起を促すことができました。

(8) 活動結果

① アンケート結果

有効回答世帯数である3万9,705世帯は、(市民防災会加入世帯約7万世帯の57パーセントに相当)統計データとして、一定の信頼できる数字だと考えます。(平成20年7月31日現在)

アンケートの集計期日時点(平成20年7月31日)の内訳については「住宅用火災警報器を設置していますか」という質問に対して、「はい」という回答が8,637世帯(32パーセント)に対して、「いいえ」が1万8,596世帯(68パーセント)で、当署管内の住警器の普及率は決して高いものではありませんでした。(市営及び県営住宅並びにUR等将来住警器設置が確実なところについてはアンケート未実施。)

また、「共同購入で安く購入できるとしたら参加したいですか」という質問に対しては、「はい」が1万4,891世帯(75パーセント)に対

して、「いいえ」が4,864世帯（25パーセント）で、住警器を安く購入できるのであれば、購入したいという人が多数いるという結果を得られました。（下記、アンケート回答表参照）

（アンケート回答表）

	回答世帯数	27,233	比率 (%)
住宅用火災警報器を設置していますか	はい	8,637	32(%)
	いいえ	18,596	68(%)
共同購入で安く購入できるとしたら参加したいですか	はい	14,891	75(%)
	いいえ	4,864	25(%)

（平成20年7月31日現在）

② 自治会長、住民等の反応

アンケート結果を見た自治会長から「これだけ共同購入の希望があるなら共同購入を進めます。」という声や、地域住民から「アンケート後、自分のところではまだ共同購入の話がないんですけれども。」、という問い合わせに対し、消防が「今の内容を自治会長に伝えます。」と答えるといった質疑応答がありました。

また、住警器を取り扱っている業者に対しても活動内容を十分周知していたため、業者からの苦情もありませんでした。

③ 共同購入個数

今回の活動を通じ、当署管内において1万8534個の共同購入による購入実績を達成することができました。

（平成21年3月31日現在）

現在も共同購入未実施の自治会における共同購入実施や実施済み自治会の追加共同購入が進んでいます。

3 事業所単位のアンケート実施及び住警器斡旋依頼

当署管轄内事業所の従業員に対するアンケート調査を依頼した結果、34社4,667人から回答をもらうとともに設置義務化の周知を図りました。

併せて、同事業所の従業員に対する住警器斡旋の依頼を行い、一定の協力を得ることができました。（資料9,10）

また、区役所職員に対し住警器を斡旋しました。（購入個数971個）

4 消防団員、消防OB及び敬老会を通じた共同購入

消防団員、消防OB及び敬老会を通じて共同購入を依頼したことにより、住警器2,011個の購入が達成できました。

5 アパート、マンションに対する設置促進

アパート、マンションの管理者、管理組合等に対し電話で住警器設置状況を調査し、設置を依頼した結果、多くの成果を上げることができました。

また、立入検査時も同様に実施しました。

6 おわりに

住警器普及推進を目的としたこれらの活動を始めて1年経過し、共同購入による住警器2万1,516個の設置、市営及び県営住宅並びにUR等における1万3,618世帯の住警器設置も含めると、最近のアンケート結果では、当署管内の普及率は70パーセントを超えるまでになり、この1年で設置率を40パーセント近く伸ばすことができました。

今回の一連の活動を通して感じたことは、当署管内においても地域事情は様々で、消防行政からの一方的な活動には限界があり、各種地域コミュニティを活用した住民への協力の呼びかけが必要不可欠だと実感しました。

幸い今回の普及推進活動は、各自治区会等の協力もあり一定の成果を挙げることができ、住警器に関する市民からの問い合わせ件数も活動前と比較すると各段に増えています。このことは、市民の防火意識が高まったことと私たち消防に対するハードルが低くなったことの表れだと思います。

私たちは、今後も、今回の活動で得た住民との良好な関係と組織としての活動ノウハウを活かし、全住宅に住警器が設置完了する日まで、また新しいアイデアを追加しながら、活動展開を図っていこうと思います。

パンフレット（資料3）

保存版 2100
平成19年12月

すべての住宅に火災警報器の設置が義務づけられました

住宅用火災警報器大特集

（住宅火災による死傷者をなくしていくために）

私たちの大切な命や財産を守るために、戸建て住宅や、マンション、アパート等の共同住宅などすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。
【私たちの住宅を24時間監視して火災をいち早く見つける】
これが、住宅用火災警報器に与えられた重要な役割です。
「まだ取付けてないが」という方もいるようですが、既存住宅（平成18年6月1日時点の建築済みの住宅をいいます）は、平成21年5月31日まで設置義務が猶予されています。
「が、みなさんの大切な命、財産を守るために、住宅用火災警報器を早急に設置してください。これからは安全・安心のために、住宅用火災警報器と仲良く暮らしましょう。」

住宅用火災警報器の役割が知られてきた

- 全国的に住宅火災による死者が急増しています。
- 住宅火災は増加傾向にあります。
- 原因は「逃げ遅れ」によるものが多くあります。
- 一歩がけ、火災の初期段階では煙が発生します。
- 煙を感知すれば、火災を早期に発見できます。
- 火災を早期に発見すれば、初期消火・早期避難が可能で、火災被害の拡大を防ぐことができます。
- 煙を感知して住人に知らせる住宅用火災警報器が非常に有効です。

【大切な命・財産を守るために、住宅用火災警報器を設置しましょう！】

住宅用火災警報器の種類は大きく分けて2種類あります

電池式
電池の電力が一定消費量以上の様子を感知したときに作動します。

電線式
近隣の電線が、一定の電圧以上に上がったときに作動します。

電池交換型
電池を交換して使うのが、交換する必要のないのもです。

電線式
専門工事が必要なのは、マンションに設置するものです。

設置は、電池式・電線式です。電線式は、電線が感知したときに作動するので、電線式は、電線式です。

住宅用火災警報器の種類は大きく分けて2種類あります。電池式と電線式です。電池式は、電池の電力が一定消費量以上の様子を感知したときに作動します。電線式は、近隣の電線が、一定の電圧以上に上がったときに作動します。電池交換型は、電池を交換して使うのが、交換する必要のないのもです。電線式は、専門工事が必要なのは、マンションに設置するものです。設置は、電池式・電線式です。電線式は、電線が感知したときに作動するので、電線式は、電線式です。

住宅用火災警報器を購入しよう

取扱店 ホームセンターや家電販売店、消防設備業者等
価格の目安 10年寿命の電池タイプが5,000～9,000円程度（H13.10現在）
NSマーク 国の基準に適合していることを日本消防検定協会が認定し、合格した物品だけに表示されるマーク

安心してお使いいただくために【購入のポイント】

- ① 専門工事が不要な電池タイプを選ぶ
- ② 電池交換の手間が省ける長寿命のものを選ぶ
- ③ 信頼が置けるNSマークつきのものを選ぶ

【設置のポイント】

- ① 天井に設置する場合は、天井の2隅部分に設置する必要があります。（両側）
- ② 3個以下に設置がある場合は、天井の3隅部分と1隅部分に設置が必要です。（両側）
- ③ 住宅の状況によって最適なケースが異なりますので、詳しくは取付店にご相談ください。

その他 煙室がなくとも4畳以上の空間が5以上ある場合は、壁下に設置が必要です。

台所は？ 設置義務はありませんが、設置をおすすめします。

取付場所 【天井の場合】火災警報器の中心を天井から15～50cmの高さに設置してください。天井の凹凸や出し口がある場合は1.5m以上離してください。

【壁の場合】火災警報器の中心を天井から15～50cmの高さに設置してください。

自治会アンケート集計表（資料4） *一部抜粋

管轄自治会	担当小隊	係	すでに共同購入している場合の購入世帯数	アンケート回収日	訪問日	共同購入世帯数	共同購入が完了した世帯数	住宅用火災警報器を設置しているか				備考
								はい	いいえ	はい	いいえ	
A	〇〇第1	A	2	6/2	6/28	2	2	10	30	25	15	
B		B2	2	5/6								
4	B	〇〇第4	A	2	6/5	8/7	350	61	103	88	28	平成20年度に共同購入をしている。購入世帯数、世帯数は不明である。その他に10町内在共同購入している
13	B	〇山・△子	B1	3	6/1	6/9	150	75	688	0	0	昨年年度に共同購入調査をし、7月2日現在順次取り付け中。全887世帯(町内会加入世帯は783世帯)
14	A	〇ヶ浦	A	3	6/3	7/7	155	116	286	225	65	共同購入は20年7月と9月に実施。156世帯の内訳は煙～130個・熱～25個、購入世帯数は91世帯(約1割)
17	A	□□北	A	1	6/4	7/25	70	197	469	354	148	〇〇西町会では、昨年、高齢者・独居者を中心に30戸で共同購入を実施
19	A	□□東	A	3	6/3		600	600	0	0	0	7月に〇〇にて共同購入(H21年3月8日の回答では225世帯・234世帯の購入実績)
20	C	▲▲山	A	1	100	6/4	7/26	116	461	0	0	19年に共同購入を実施した。住警器の普及が格段に安くなり、共同購入者との不公平となる懸念があり、計画しないものとした。
21	C		C1	1	6/4							予定無し
28	C	◎◎の原	D	2	112	6/8	7/2	124	236	183	177	共同設置1～5戸内。なお、未設置世帯については再度、共同設置を促していく予定。
39	D	□□川	D	2	6/15	8/7	70	14	47	51	4	個人的に購入
56	D	△の原	D	2	170	6/2	7/14	29	89	87	32	〇〇まちづくり協議会で共同購入
77	E	■■	E	1	240	6/4	7/20	512	663	511	130	平成20年度・21年度に2回共同購入を実施、約60%購入。
83	E	△田	E	3	6/3	8/27	20	7	88	58	25	共同購入を検討するので、業者を数えてほしい。

お礼文（資料 5）

平成 20 年 8 月 日

各自治区会会長 様

〇〇〇消防署長

住宅用火災警報器のアンケート調査について（お礼）

残暑の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日ごろから消防行政につきまして、格別のご協力をいただき、お礼申し上げます。

また、先日は住宅用火災警報器に関するアンケート調査についてご協力いただき、誠にありがとうございました。お蔭をもちまして、〇〇〇区内における住宅用火災警報器の設置状況や共同購入に対する皆様のご意見を把握することができました。調査結果につきましては、今後の火災予防の参考とさせていただきます。

今後とも、消防の仕事につきましてご理解とご協力をお願い申し上げます。

アンケート結果（資料 6）

住宅用火災警報器に関するアンケート結果集計表

ご協力いただいたアンケート結果は、次のとおりです。

	回答世帯数	27,233	比率(%)
住宅用火災警報器を設置していますか	はい	8,637	32(%)
	いいえ	18,596	68(%)
共同購入で安く購入できるとしたら参加したいですか	はい	14,891	75(%)
	いいえ	4,864	25(%)

（平成20年7月31日現在）

設置促進ちらし（資料 7）

住宅用火災警報器の設置を促進しましょう

既存住宅の住宅用火災警報器設置催告予期間（平成 21 年 5 月 31 日まで）が 1 年をきりました。皆さんの命を守る住宅用火災警報器の設置普及に自治区会又は町会単位で取り組みませんか！

住宅用火災警報器の奏功事例

平成 18 年 6 月 1 日から住宅用火災警報器の設置が義務化され、設置していた家庭から「命が助かった」「ボヤで消んだ」などの奏功事例が続々と出ています。

「寝ているときに…」

午後 10 時頃、木造 2 階建ての住宅から出火。火元である一人暮らしの 60 代女性（歩行困難）が 1 階で就寝中、住宅用火災警報器の警報音で目が覚め、自宅の加入電話にて 119 番通報した。通報後は自力で玄関まで避難した。

「料理していたのを忘れていて…」

午後 2 時頃、1 階の台所でガスコンロに火をつけその場を離れた。その後、鍋から煙が出て 2 階の階段に設置していた住宅用火災警報器が鳴り、その音を聞きつけた隣人が駆け付けると煙が出ていたので 119 番通報した。発見が早く、鍋が焼け焦げただけで火災には至らなかった。

悪質な訪問業者に注意！

「消防署の方から来ました」「消防署の許可をもらっています」

- 消防職員や市職員が販売することはありません。
- 消防署が特定の業者に委託して販売することはありません。

「これは特別価格です」「これが指定の商品です」

- 商品の価格が安くても、法外な取付費用を請求される場合があります。
- 価格が高い場合はもちろんですが、安すぎる場合も注意してください。

お問い合わせ先： 消防署予防課予防指導係（TEL）

住宅用火災警報器等を設置する場所

（台所については設置に努めるものとしています。）

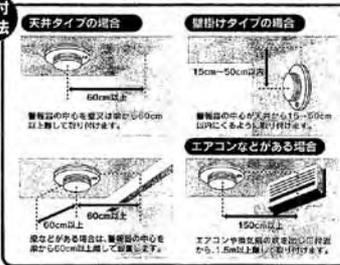


住宅用火災警報器の基礎知識

- 「煙」を感知するものと「熱」を感知するものがあります。
 - AV100V式と乾電池式があります。
 - 「単独型」と「連動型」があります。
- 【単独型】は、火災を感知した警報音が鳴ります。
- 【連動型】は、感知された警報音で全ての警報器を鳴らします。



取付方法



不適正と思われる訪問販売に注意！！

- 公的機関の職員が訪問し、火災警報器を販売することはありません。
- 「多だけ」「あなただけ」などと契約を急がせる業者には要注意！

火災警報器や火災予防用品の取付場所に関する問い合わせや、購入後の取付等について不明があったら、最寄りの消防署、消費者生活センターへ。



取扱業者パンフレット（資料8）

あなたの大切な家族を守る
住宅用火災警報器を
 平成21年5月までに設置しましょう!

消防法改正で1戸建・アパート・マンション等全ての住宅に「火災警報器」が義務づけられました。

住宅火災で死亡した原因の約70%は「逃げ遅れ」によるもので、早期に熱や煙を感知しブザーや音声で知らせる「警報器」を設置した場合は、設置前に比べ、死者が3分の1に激減しました。



<只今取付キャンペーン中>

- 特典 1) 高齢者取付料サービス 販売価額 円
 特典 2) 5個以上取付料サービス 円
 特典 3) 町内会・職場の共同購入に特典あり

〔設置しなければならない場所と種類〕

1. 寝室(煙感知器)寝室の用に供する居室。
2. 階段(煙感知器)寝室のある階の階段。
3. 台所(熱感知器)義務ではありませんが、お勧めします。



購入は NS マークの物を「悪質販売に注意」

消防設備士の店（住宅用火災警報器・消火器・火災報知器の工事と点検）
株式会社
 < 店 > 密
 < 店 > 密

事業所用アンケート（資料9）

住宅用火災警報器に関するアンケートについて（お願い）

平成18年6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。（平成18年6月1日時点で建築済みの既存住宅は、平成21年5月31日まで延滞期間があります。）

〇〇消防署では、住宅用火災警報器設置についての認知度及び設置状況等を把握するためアンケート調査をしています。下記の項目の該当する欄に「〇印」を記入してください。

また、自治会でも同様のアンケートを実施しております。皆さんのご協力よろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】
 〇〇消防署予防課
 TEL. △△△-□□□□

問1 新築住宅について、「住宅用火災警報器」の設置が法律で義務付けられたことをご存知でしたか？

知っている	知らなかった

問2 既存住宅について、いつまでに「住宅用火災警報器」を設置しなければならないかをご存知でしたか？

知っている	知らなかった

問3 問1で「知っている」と回答された方にお伺いします。どのようにして知りましたか？
 （複数回答可）

ポスター	
新聞紙	
チラシ・広告	
テレビ・ラジオ	
雑誌・本	
新聞	
市販日より	
インターネット	
友人等の口コミ	
消防団員による広報	

問4 住宅用火災警報器（煙感知器）がお住まいの「寝室」についていますか？

設置している	まだ設置していない（これから設置する）

問5 問4で「まだ設置していない」と回答された方にお伺いします。町内会等で共同購入の賛成があればどうされますか？

購入する	購入しない

ご協力ありがとうございました。また、設置されていない方は平成21年5月31日までに設置をよろしくお願いいたします。

